

# 社会福祉法人シナプス 奨学金募集要項



## 看護学生の皆様へ

社会福祉法人シナプス 奨学金制度は、能力と意欲のある皆さんの学ぶ機会を保障し、安心して学生生活を送れるよう支援するものです。

この冊子には、奨学金の申請方法や貸与開始から貸与終了までの注意事項、返還に関する事など皆様にご存知のことや、お読みください。

健康に留意し、勉学に励まれることをお祈りいたします。

### 1、奨学金の貸与

貸与の対象：①看護専門学校または看護大学を卒業後、直ちに社会福祉法人シナプスに勤務する意志のある方。

②原則、看護専門学校は在学中の2年生以上の方。

看護大学は在学中の3年生以上の方。

貸与額：看護専門学校：月額 50,000 円

看護大学：月額 70,000 円

貸与期間：2 箇年（24 箇月）

ただし、留年、休学、又は停学があっても貸与期間を超えないものとします。

振込先：銀行名称 埼玉りそな銀行

：店舗名称 大宮支店

：預金種目 普通預金

（注意）口座名義は奨学金の貸与の決定を受けた方（以下、奨学生）の名義に限らせていただきます。

### 2、奨学金貸与申請の方法

奨学金をご希望するにあたり、まずは、お電話にてご連絡ください。ご連絡いただいた後、指定の①奨学金貸与申請書（借りる金額、期間、連帯保証人の署名等を記入）及び②誓約書（学校を卒業後、社会福祉法人シナプスに勤務することを誓約し署名）を郵送いたしますのでご返送ください。その後、当法人の奨学金貸与責任者と面接を行い、奨学生としての採用が認められれば、奨学金の貸与が決定いたします。

#### 奨学金申し込みの流れ

No.	手順	シナプス 人事課	学生 チェック欄	連帯保証人 チェック欄
1	奨学金を希望する旨のご連絡	-	<input type="checkbox"/>	-
2	必要書類の送付	●	-	-
3	①奨学金貸与申請書と②誓約書の提出	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	面接日時の設定・ご連絡	●	-	-
5	面接 本人および連帯保証人は身分証明をお持ちください。（運転免許証またはマイナンバーカード） 当日、申請に必要な書類をお渡しいたします。	●	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	必要書類の提出 ※郵送	-	<input type="checkbox"/>	-
	①奨学金振込口座届	-	<input type="checkbox"/>	-
	②通帳コピーまたはキャッシュカードコピー ※口座確認のため	-	<input type="checkbox"/>	-
	③契約書	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④住民票（学生と連帯保証人の続柄がわかるもの）	-	<input type="checkbox"/>	-
	⑤印鑑証明書	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥収入印紙 1枚	-	<input type="checkbox"/>	-
7	提出書類の確認・学生への連絡	●	-	-
8	手続き完了			

### 3、貸与の契約

奨学生として認められれば、保証人とともに「契約書」を締結していただきます。奨学生が未成年者であるときは、保証人は法定代理人（親権者または未成年後見人）としなければなりません。また、保証人は、奨学生と連帯して債務を負担することになります。

### 4、貸与契約の解除

奨学生が以下に該当した場合、契約が解除になります。

- (1) 退学したとき
- (2) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認めるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) その他奨学金の貸与を受けるにふさわしくないと認められるとき

### 5、奨学金の返還

#### ●奨学金返還の免除

奨学生が以下に該当した場合、奨学金返済が免除になります。

- (1) 奨学生が看護専門学校または看護大学を卒業後、社会福祉法人シナプスにて勤務した場合、実質免除となります。  
例えば、就学中に奨学金を毎月5万円借りていた場合、卒業後1ヶ月勤務することにより毎月5万円が免除され、借用期間と同じ年月を勤務し終わったとき、全額免除となります。  
(※就学中に当院にアルバイトとして勤務した期間は含まれません。)
- (2) 疾病、災害その他理事長がやむを得ない理由と認めた場合

#### ●奨学金返還の猶予

奨学生が以下に該当した場合、奨学金返済が猶予になります。

- (1) 法人の指定する病院にて看護業務に従事しているとき（図1の仕組みにおいて、まだ免除されていない金額）
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき
- (3) 指定校に進学するとき（指定校は随時指定いたします。）

#### ●上記以外の場合

- (1) 奨学生が看護専門学校または看護大学を途中退学したときは、奨学貸付金残高を退学時に一括返済していただきます。
- (2) 奨学生が看護専門学校または看護大学を卒業後、看護師の資格をもって指定する病院に勤務しないときは、奨学貸付金残高を卒業までに一括返済していただきます。
- (3) 奨学金免除完了前に指定する病院を退職したときは、奨学貸付残高を退職前に一括返済していただきます。
- (4) 奨学生が就学中に奨学金を辞退したときは、奨学金貸付残高を当法人が指定する期間内に一括返済していただきます。

### 6、貸与中の異動

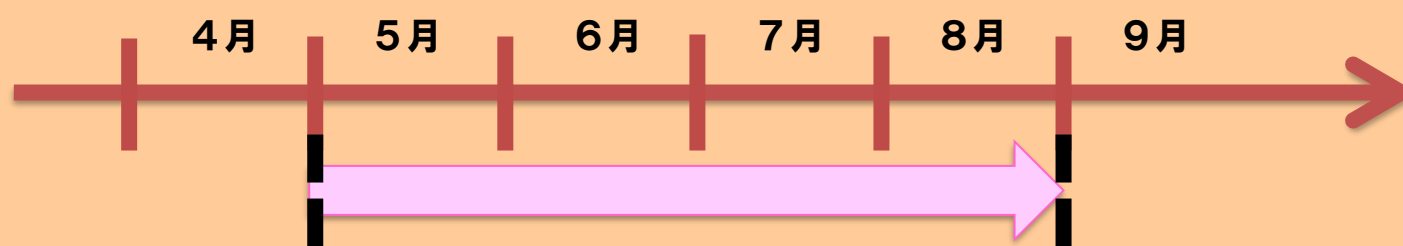
奨学生は以下に該当するときは、**直ちに当院まで報告してください。**

- (1) 氏名または住所を変更したとき
- (2) 休学、停学または退学の処分を受けたとき
- (3) 復学したとき
- (4) 就学の見込みがなくなったとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 奨学金の貸与を受けることを辞退するとき
- (7) 連帯保証人の氏名や住所の変更があったとき

## 7、貸与の休止

奨学生が休学または停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた月の翌月から、復学した月の間は奨学金の貸与が休止になります。

例) 4月15日から8月15日まで休学し8月16日に復学した場合



5月から8月の4ヶ月間は奨学金の貸与が休止になります。

## 8、その他

- Q. 停学・休学・退学・奨学金辞退・奨学生死亡等に関して、当法人への報告が遅れ借用すべきでない奨学金を借用した場合はどうなりますか？
- A. 多く貸与した奨学金を含めて、一括返済していただきます。
- Q. 契約内容の変更または訂正をするときはどうすれば良いですか？
- A. 人事課にご連絡ください。
- Q. 奨学金はいつ口座に振り込まれますか？
- A. 毎月25日に奨学生本人名義の口座にお振込みいたします。
- Q. 奨学金の振込口座は変更できますか？
- A. 申し訳ございませんが、変更は受け付けておりません。

就学中に当院でアルバイト（准看護師、看護助手）ができる方大歓迎です!!

○お問い合わせ○

〒338-8577  
埼玉県さいたま市中央区本町東 6-11-1  
社会福祉法人シナプス 埼玉精神神経センター  
人事課 高山、萩原  
TEL：048-857-6811（代表）  
048-840-5858（直通）

○当院の詳細はホームページをご覧ください○

URL <https://saitama-ni.com>